

城北防災だより

2018/06/15

2号

城北地区防災対策協議会
事務局：城北地区公民館

指定避難場所の整備を進めています！！《その②》

災害が起きたとき、城北地区住民の「指定緊急避難場所」（公的施設）は城北地区公民館と城北小学校・城北体育館になります。災害の危険から逃れ、身の安全を確保する場所となる施設です。

また、長期化が予想される場合には「指定避難所」に指定され、住宅の焼失や倒壊等によって生活の場を失った人の一時的な生活施設ともなります。

同時に、在宅避難者を含む城北地区住民10,000人の「生活支援拠点」ともなる施設です。

ところが、現状はどうでしょう。

住民の安全・安心を担保するだけの、減災機能を完備した施設（備蓄含む）とは残念ながら言えません。また、避難所として運営する力も、現在の城北地区防災対策協議会（城北地区21町内：自主防災会）には十分でないのが現実です。



「災害が起きたら、行政（市・県・国）が、なんとかしてくれるだろう。」という、根拠のない楽観的な思い込みは禁物です。

災害が起きれば、行政はたしかに全力で支援に当たります。しかし、それには限界があります。優先順位もあります。

自治の基本は、自己責任です。他人にまかせるのではなく、「自分で出来ることは自分です」ことが重要だと考えています。『自助』です。しかし、個の力には限界があります。そこで、『共助』が必要になります。隣近所、町内会、校区の力（結束力・連帯感）が重要になります。

現在、「城北地区防災対策協議会として何ができるのか」問題点を精査し、計画的に防災力の向上に取り組んでいるところです。

みんなで力を合わせて『災害に強い城北』にしましょう。

■「防災人材バンク」の作成にあたって



「地域の防災資源」の発掘に取り組んでいます。

現在の、城北地区の『防災力』に足りないものは何か？「ないもの」は「そろえる」、「整備する」という取り組みです。

まずは、『人』です。いざ、災害に見舞われたとき、一番、心強いのは、災害時に専門的な知識・技能を持った方の存在です。

専門的な知識・技能を持った住民を把握し、「防災人材バンク」として整備したいと考えています。災害時や防災訓練の際に、協力をお願いできる環境を整えておくことを目的にしています。

防災士、消防OB、看護師、介護福祉士等、防災・医療・福祉等の専門職や経験者といった専門的な知識・技能を持った方を掌握するのが目的です。将来的には、避難所生活が長期化した際に、子どもの保育、エコノミー症候群を防ぐマッサージ、カウンセラー等も考えられます。重要な個人情報でもあり、登録システム等が煮詰まりましたら、後日お知らせします。